

日程第22 請願第5号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について と、日程第23 請願第6号 高野口地区公民館運営に関する請願についての2件

○議長（中本正人君） 日程第22 請願第5号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について と、日程第23 請願第6号 高野口地区公民館運営に関する請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君） それでは、請願について委員長報告をさせていただきます。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託されました請願第5号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について、請願第6号 高野口地区公民館運営に関する請願について を審査するため、3月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第5号の趣旨は、安全・安心の医療・看護を実現するため、国に対し、医師、看護師などの医療従事者について、夜間勤務の労働環境を改善すること、法律による夜勤労働の規制を行うこと、大幅に増員をすることを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、当局に対し、本請願についてどのような感想を持つか とのただしがあり、医師にとって当直が一番つらく、看護師や看

護助手にとって夜間勤務は体にこたえるものである。今以上に医療従事者が増えることは、市民病院にとっても全国的にも望ましいことである との答弁がありました。

請願第6号の趣旨は、高野口地区公民館の夜間開館について、本年4月から週5日から週3日に縮小することに対し、従前どおりの開館を求めるものである。

委員から、当局に対し、当局側から見た本請願提出の経緯について ただしがあり、地区公民館の夜間開館については、規則により原則週2回と定めており、高野口地区公民館以外の各館は2日であるのに対し、当館は平成20年度の開設以来、月曜と日曜を除く5日を開館してきた。その後、市長部局から教育委員会部局に対し、規則どおり2日開館に近づけるよう指導を受けてきたこと、開設当時に比べて当館内のサークル数が減少し、空室が出てきたことから、館内サークルの代表と協議し、27年度から試行的に第1火曜、第1、3土曜の夜間を閉館したが、特に支障なく運営できた。このことを踏まえた上で、市の財政健全化に対し公民館が取り組む経費削減策として、28年度から夜間開館を縮小し、毎週火曜と土曜の夜間を閉館することにした。夜間開館縮小の周知については、館内サークル70サークルのうち、特に影響が大きいサークルに対し説明を済ませており、時間、曜日、会場変更の調整を全て終えている。また、公民館運営委員会、区長会、ほかの館内サークルの代表に対しても説明を終えている。しかしながら、当館を使用している外部団体のうち、社会教育団体に認定されている1団体についても同様に説明した上で、利用時間、会

場等の一部変更を依頼したが、残念ながら協議が進まず、本請願提出に至ったものと判断しているとの答弁がありました。

当該団体だけが協議が整っていないのかとのただしがあり、館内サークルの予定を優先的に取り組んだ後、空室を使用していただくことになるが、現時点でも空室は十分あるので、当該団体には今からでもぜひ協議に来ていただきたいとの答弁がありました。

夜間開館2日の規則は合併当初の18年に規定されたが、それから10年経過し、状況も変化している。需要があるなら柔軟に対応すべきと考えるが、開館時間を縮小してよいと考えるのかとのただしがあり、縮小理由の一つとして、財政健全化に向けた時間外勤務手当の削減がある。当館については、館長にも残業が生じており、利用状況を整理し、ほかの場所が確保できるならば縮小は可能であると判断した。例えば、教育集会所、小・中学校、伊都中央高校などの利用を提案しており、多少の不便をかけるかもしれないが、場所を変えて活動していくことはできると考えている。もう一つの理由として、これからの公民館については、利用スペースと時間があれば無制限に使うというものではなく、公民館が持続可能で、発展的に機能発揮できるよう運営していくべきであり、公民館のあり方について考える時代が来たと考えているとの答弁がありました。

性急に4月から開館時間を縮小するのではなく、協議を重ね、皆が納得した上で変更すべきではないかとのただしがあり、昨年12月に館内サークルと当該団体に通知し、すぐに協議を行う段取りであったが、残念ながら当該団体は協議に参加していただけなかったとの答弁がありました。

高野口地区公民館が例外的に夜間開館5日となったのはなぜかとのただしがあり、館

内サークル数が多かったためであるとの答弁がありました。

開館時間の縮小によりどれぐらい経費削減できるかとのただしがあり、人件費については時間外勤務手当として年間約44万円削減でき、光熱水費については算出できていないとの答弁がありました。

議員各位のご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、請願第5号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第5号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第6号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第6号 高野口地区公民館運営に関する請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。委員長報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議がありますので、
起立により採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛
成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中本正人君)起立多数であります。

よって、請願第6号は採択することに決し
ました。